

【調査事項概要説明】

2. 若者に関すること

2. 若者に関すること

1 相談等拠点の整備

【子ども・若者応援事業（子ども若者応援フリースペース）】

内容：平成28年度から平塚橋ゆうゆうプラザで子ども若者応援フリースペース事業を実施し、平成30年7月には、すべての子ども・若者が気軽に利用・相談できる拠点を開設し、支援内容等を拡充してきました。

令和3年6月からは、場所をファミリーユ西品川子ども未来部分室へ移転し、「居場所づくり」と「学習支援」を統合した形で、子ども・若者支援機能の充実を図ります。

- ・平成28～29年度 週1回実施（平塚橋ゆうゆうプラザ）
- ・平成30年4～6月 週3日実施（平塚橋ゆうゆうプラザ）
- ・平成30年7月以降 週5日実施（中延）
- ・令和3年6月以降 週5日実施（ファミリーユ西品川子ども未来部分室）

対象：不登校やひきこもりなど社会的自立に困難を有する子ども・若者とその保護者

場所：中延2-2-12 3階（令和3年5月まで）

西品川1-16-2 ファミリーユ西品川子ども未来部分室（令和3年6月より）

実施日：平日週5日 午前10時～午後7時

※月～金＝フリースペース 火・木＝若者社会体験プログラム

実績：

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開設日数（※）	338日	366日	456日
延利用人数	5,590人	5,636人	6,797人
相談件数	610件	699件	463件

※開設日数は月～金のフリースペースに加えて、火・木に実施する若者社会体験プログラムをそれぞれ計上した延べ日数

※令和6年度より、軽微な連絡等を相談件数としてカウントせず、相談が一定時間超えたケースを集計することとした

<家族支援（「親おやカフェ」）>

対象：不登校など社会的自立に困難を有する小学生～中学生までの子どもの保護者

実施日：月1～2回（火曜日） 午前10時～正午

実績：

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	22回	22回	21回
延参加人数	83人	43人	42人

<家族支援（「おしゃべり座談会」）>

対象：子ども・若者にかかわりがあり、様々な不安を抱える保護者・支援者等

実施日：2か月に1回（土曜日） 午後1時30分～午後4時30分

実績：

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	6回	6回	6回

延参加人数	34人	37人	34人
-------	-----	-----	-----

【ひきこもり等若者支援事業（エールしながわ）】

内容：社会福祉協議会と連携し、若者の社会参加のための相談拠点を令和元年に設置しました。

対象：ひきこもりなど社会的自立に困難を有する若者とその保護者

場所：大井1-14-1 品川区社会福祉協議会4階

＜電話・来所相談・社会体験＞

実施日：平日週5日 午前10時～午後5時

実績：

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開設日数	242日	243日	245日
相談件数	566件	705件	1,140件
社会体験参加人数	598人	448人	999人

＜家族懇談会（「エールの会」）＞ ※令和4年度より「りぼんの会」から名称変更

実施日：月1回（土曜日） 午後1時30分～午後4時

実績：

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	9回	10回	10回
延参加人数	74人	77人	76人

＜学習会＞

実施日：月1回（金曜日） 午後6時30分～午後8時30分

実績：

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	5回	6回	6回
延参加人数	49人	72人	69人

＜東京都との連携＞

東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット訪問相談（アウトリーチ）」の第1次窓口としての役割を担っています。（平成26年度から実施）

【予算額】63,396千円

2 オンライン・対面での相談体制の整備

【若者の心と体の健康相談事業（ユースヘルスケアしながわほけんしつ）】

目的：若者の望まない妊娠や性感染症の増加が社会問題化していること、また思春期特有の心や体、性に関する悩みや不安を相談できる窓口が不足している現状に対応します。人の権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツを守り、若者の健全な成長を促進することで、ウェルビーイングを向上させることを目的とします。

内容：令和6年10月に1カ月のプレオープンを実施し、令和7年1月から本格開始しました。チャット相談と対面相談のハイブリッド形式で、若者のニーズに寄り添いながら心や体、性に関する不安や悩みを受けとめるとともに、正しい知識の啓発などに努めます。

令和7年4月からは、対象を区内在住・在学に拡大し、より多くの若者に寄与します。
対象：区内在住・在学の原則中学生以上10代の若者

<オンラインチャット相談「しなわかチャット」>

内容：専門資格を持つ相談員が、チャットで相談を受け付けます。

相談は匿名でも可能で、若者が使いやすいようにLINE、ブラウザ、学校用タブレットなど多くの入り口を用意している他、24時間365日自動回答するチャットボットをLINE上で運用します。

実施日：毎週月・火・木・金曜日の午後4時～午後9時
毎週日曜日の午前10時～午後3時

実績：

	令和6年度
開設日数	71日
相談者数	125人
LINEともだち登録数	1,591人
チャットボット利用回数	1,914回

<対面相談会「しなわかカフェ」>

内容：区内の児童センターを中心として、相談員に直接相談できる対面相談会を実施します。
個別相談に応じるほか、オープンスペースで遊びを交えながら健康に関する正しい知識の啓発等を行います。

実施日：月1回（曜日未定）概ね17：00～18：30

実績：

	令和6年度
実施回数	4回
延べ参加人数	36人
うち、個別相談者数	3人

【予算額】19,880千円

3 児童相談事業

子ども家庭支援センター児童相談担当は、18歳未満の子どもの成長にともなって生じてくる養育上のこと、しつけなどについて相談に応じています。所内で行う面談の他、ご家庭のニーズに合わせて家庭訪問なども行っています。相談内容に応じて、関係機関と連携して相談対応します。

（1）児童相談

福祉、心理職のほか、保健師と専門相談員を配置して月曜～土曜日に相談に応じています。（地域子ども家庭支援センターは月曜～金曜日に相談に応じています。）

【児童家庭相談実績】

年齢 相談内容種別	児童虐待相談	養護相談・その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	その他の相談	計
令和3年度	813	178	0	0	0	0	0	1	0	8	12	78	111	0	81,209	
令和4年度	823	200	4	0	0	0	0	2	0	4	10	117	117	0	91,286	
令和5年度	976	258	0	0	0	1	0	3	1	5	9	187	154	0	21,596	
令和6年度	919	222	1	0	0	1	0	2	0	6	4	167	185	0	61,513	
不明	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	0	15
0歳	76	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0		36	0	1	165
1歳	95	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0		35	0	0	150
2歳	65	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0		37	0	1	119
3歳	106	10	0	0	0	0	0	2	0	0	0		26	0	1	145
4歳	66	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0		16	0	0	96
5歳	58	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0		18	0	0	90
6歳	63	7	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10	10	0	1	93
7歳	62	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23		0	0	98
8歳	55	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21		0	0	81
9歳	54	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20		0	0	82
10歳	64	11	0	0	0	0	0	0	1	0	1	20		0	0	96
11歳	34	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14		0	1	62
12歳	27	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15		0	0	52
13歳	22	8	0	0	0	0	0	0	0	2	1	17		0	0	50
14歳	29	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12		0	1	52
15歳	17	7	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5		0	0	31
16歳	12	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6		0	0	24
17歳	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		0	0	12

(2) しながわネウボラネットワーク事業

① 子育てネウボラ相談員の配置

保健師、看護師、教員、保育士などの資格を持った「子育てネウボラ相談員」が、子育て全般の相談、子育てサービスの情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランを作りま

す。

○実施場所 東品川・東大井・中原・三ツ木・水神・大井倉田・滝王子・平塚・旗の台・東中延・富士見台・ゆたか・八潮児童センター（13か所）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延相談件数	2,520件	2,665件	2,569件

【予算額】 1,195千円

② バースデーサポート事業

1歳の誕生日を迎えるお子さんを養育している家庭に子育てについてのアンケートを送付し、回答のあった方へバースデーサポートギフトをお届けします。子育てネウボラ相談員による面談やアウトリーチを実施することで、子育てに関する困りごとを積極的に解消していくとともに、子育てネウボラ相談員の認知度向上を図り、身近な「地域子育て相談機関」としての役割を強化していきます。

【予算額】 201,652千円

③ きずなメール事業

令和6年度は、妊娠期・乳幼児を育てる保護者に対し、有益な情報をプッシュ型で配信するメールマガジン「品川きずなレター」を開始しました。本事業は、区民向けに妊娠期から出産後3歳を迎えるまでの期間、専門職が監修した成長時期に合わせた子育ての助言や、区事業・相談窓口を通知します。また、出産予定日や子の誕生日を登録することで、妊娠週数や月齢に合ったメッセージを受信することが可能になります。区の子育て支援事業や相談窓口をプッシュ型で情報発信することで、それぞれのステージにあった適切なアドバイスに加え、孤立した状態での「孤育て」の防止を図り、産後鬱の軽減や児童虐待の未然防止にもつなげていきます。

	令和6年度
延登録者数	433人

【予算額】 2,968千円

4 ヤングケアラー支援

令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーとは「家族の介護その他日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とし、支援に努めるべき対象と定められました。令和5年に区が実施した子ども向け実態調査では、小学生7.5%、中学生5.0%、高校生5.0%の割合で「世話をしている家族がいる」ことが分かりました。

（1）SNS 相談窓口・コーディネーター配置等事業

① ヤングケアラーコーディネーターの配置

全国でも珍しい元ヤングケアラーのコーディネーターを配置し、ヤングケアラーと思われる子どもの支援のつなぎの核となる役割を担うとともに、当事者の悩み相談や、関係機関への助言を行います。

② SNS を活用した相談窓口の開設

ア. ヤングケアラーサポート LINE

ヤングケアラーやその保護者からの相談が可能。元ヤングケアラーの相談スタッフとのチャットのほか、ケアの体験談やイベントのお知らせなどの情報を発信します。

イ. タブレット版ヤングケアラー相談ツール

区立学校の小中学生に貸与したタブレットから子ども家庭支援センターへ相談が可能。内容を学校と共有し、ヤングケアラーコーディネーターが面談を行います。

③ キャリア相談

高校生や若者ケアラーの進学や就職、将来についての相談への対応強化のため、キャリアコンサルタント等の有資格者が対応できる体制をつくり、LINE での相談や、Zoom 等で面談を行います。

④ ピアサポートの実施

ヤングケアラー同士が繋がり、悩みを共有し分かち合えるよう「しながわケアラーズ喫茶」を年4回開催しています。

(2) 配食支援事業

ヤングケアラーが担っている食事の用意の負担軽減のため、週2日程度の家族分の夕食または昼食を無料で提供します。

	令和6年度
実施家庭数	5件

(3) 生活・学習支援事業

訪問型の学習支援を行い、ヤングケアラーや若者ケアラーへ学習の機会を提供します。また長期休暇を利用し、体験格差の解消をテーマとした体験学習を実施します。

	令和6年度
実施家庭数	4件

(4) 外国語通訳派遣事業

日本語がルーツではない家庭で通訳を担っているヤングケアラーの負担軽減のため、通訳派遣を行い、通院や手続き等に同行します。

	令和6年度
派遣件数	3件

(5) 家事育児等訪問支援事業

支援員が家庭を訪問し、ヤングケアラーが担う食事作りや掃除等の家事、家族などの世話や見守り、送迎などを支援します。

	令和6年度
派遣件数	45件

【予算額計】 43,862千円

5 女性福祉・ひとり親家庭支援事業

(1) 女性福祉

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に基づき、切れ目のない包括的な支援の実施が求められています。区では、女性の福祉向上と自立促進を目指し、社会環境の変化に適応が難しい方や、経済的に不安定な状況にある方も含め、すべての女性が安定した生活を送れるよう支援しています。

① 女性相談

女性相談支援員を設置し、次の相談等を行っています。

ア 各種相談

(ア) 生活上、職場上など人間関係の悩みごと

(イ) 職業等の経済的な悩みごと

イ 施設への入所

緊急に保護を必要とするとき、一時的な施設入所を行っています。

○女性相談の実施状況

複数の問題で相談に訪れた場合、一番大きな問題を主訴として計上しています。

相談内容 年度	人間関係				経済関係			医療・健康関係	住宅関係	職業関係	施設入所	その他の	計 〔人(延)〕
	夫婦関係	親族関係その他	恋愛・男女関係	職場・近隣関係	女性福祉資金	生活困窮	借金・サラ金						
令和4年度	145	26	8	1	0	14	0	13	19	2	0	11	239
令和5年度	260	18	6	1	0	49	0	8	10	0	0	11	372
令和6年度	315	53	5	2	0	45	2	18	13	0	9	39	501

(2) 家庭福祉

家庭内で起きる様々な問題は、長期化すると困難性が増すことも考えられます。早期に相談を受け、親身になって適切な助言をすることで家庭崩壊を未然に防ぎ、家庭福祉の向上に努めます。

① 家庭相談

専門の家庭相談員が夫婦関係、離婚や相続・養育費の問題など、さまざまな家事案件について相談をお受けしています。相談日は週3日で、事前予約でお受けしています。

○家庭相談の実施状況

(延件数)

相談内容		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
人間関係	夫婦関係	11	93	104	6	106	112	12	102	114
	親子関係	0	2	2	0	2	2	0	6	6
	嫁しゅうとの関係	0	1	1	1	0	1	1	0	1
	同居人との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	恋愛男女関係	0	1	1	0	1	1	0	0	0
	その他	1	1	2	0	0	0	0	1	1
	小計	12	98	110	7	109	116	12	109	121
身分関係	認知・親権	1	32	33	4	14	18	2	5	7
	養育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	婚姻	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	離婚	9	90	99	6	103	109	8	97	105
	相続	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	※1) その他	0	13	13	0	23	23	2	20	22
	小計	10	135	145	10	140	150	12	122	134
就職	就職	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	内職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	1
経済	家計	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	住宅	0	1	1	0	5	5	0	10	10
	医療費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸付金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	※2) その他	12	177	189	2	179	181	2	187	195
	小計	12	179	191	2	184	186	2	197	205
その他	子供の躾と教育	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	老後問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活態度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	※3) その他	5	32	37	5	55	60	11	69	80
	小計	5	34	39	5	55	60	11	69	80
合計		39	446	485	24	488	512	43	498	541
相談実件数		16	126	142	6	121	127	13	136	149

(令和6年度の「その他」の内訳)

(※1) 子の氏の変更6. 別居13. その他3 (国際離婚2、婚氏継称後の氏変更1)

(※2) 養育費請求112. 財産分与32. 婚姻費用分担15. 慰謝料請求2. 離婚後の公的支援33. その他1 (借金整理)

(※3) 面会交流14. 年金分割9. その他58 (調停・ADR28、法テラス・弁護士依頼12、話し合いの方法7、子

への配慮4、その他7)

② 養育費相談支援事業 (令和3年度開始)

ア 養育費の取り決め支援

離婚を考えている相談者に対し、養育費の重要性を説明し、これから離れて暮らす親に対して、その責任と具体的な動機付けを行う。また、離婚後に養育費の取り決めをしていなかった場合も含め、改めて養育費を請求する場合の相談に応じ、公正証書の作成や調停およびADRの利用の手続き支援を行う。

(ア) 子どもの養育プランの作成支援

(イ) 公正証書の作成支援

公証人役場の紹介と、公正証書の作成費用の補助

(ウ) ADR(裁判外紛争解決手続き)の利用支援(令和6年度～)

ADRの利用経費の補助

イ 取り決めた養育費の確実な送金を確保するための支援

(ア) 養育費の不払いに関する相談支援

(イ) 養育費立替保証の助成

養育費の受け取りが困難になっているひとり親等が、保証会社養育費立替保証にかかる契約を締結する際に必要となる保証料を助成する。

ウ 親子交流を円滑に実施するための支援(令和6年度～)

離婚により離れて暮らす親と子どもの交流について、第三者機関の支援を介して実施する場合の費用を補助する。

(実績)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育費相談 (事前相談受付)	53件	49件	47件
公正証書作成費用助成	21件	10件	18件
保証会社保証料助成	0件	3件	0件
ADR利用経費助成	-	-	1件

【予算額】 2,074千円

(3) ひとり親家庭福祉

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を基盤とし、ひとり親家庭の福祉向上と子どもたちの健やかな成長を支援しています。経済支援、子育て支援、就労支援など、ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう環境づくりを推進しています。

①ひとり親家庭相談

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。

○母子相談の実施状況

同一人物が異なる相談事項について数回来所した時は、それぞれ計上しています。

年度	相談内容	住宅	医療	就職	生活	教育	福祉母子・女性資金	父子福祉資金	児童扶養手当	生活保護	生活援護	母子生活支援施設	公営住宅	ひとり親家庭	休養ホーム	その他	計（件）
令和4年度		66	0	23	31	12	120	10	5	2	14	52	0	732	0	1067	
令和5年度		47	3	32	31	7	88	9	2	0	10	50	0	873	1	1153	
令和6年度		47	1	29	38	2	67	11	0	1	5	62	0	890	0	1153	